

特別徴収(年金からの天引き)の場合

- 1 決定後の保険料額が、年金からの天引き済み分よりも少ない、又は同額の場合
⇒令和8年度分の保険料は、全額納めていただいております。
多く納めていただいた分につきましては、還付(お返し)します。
(後日御通知します)
- 2 決定後の保険料額が、年金からの天引き済み分よりも多い場合
⇒納付済み分との差額を、納付書又は口座振替により納めていただきます。

普通徴収(納付書又は口座振替)の場合

- 1 決定後の保険料が、先月までに納めていただいた分よりも多い場合
⇒今月末の納期で、精算分の保険料を一括で納めていただきます。
○納付書の場合:同封の納付書で納めてください。
○口座振替の場合:御指定の通帳から、納期限日に精算分を振替いたします。
- 2 先月までの納付分で、決定後の保険料額と同額を納めていただいている場合
⇒追加で納めていただく分や、精算でお返しする分はありません。
- 3 決定後の保険料額より多く納めていただいている場合は、還付(お返し)します。

- ◆口座振替の方は、御指定の口座から振替します。
- ◆口座振替のお申し込みがない方は、変更後の金額の納付書を同封しております。
以前にお送りしている納付書を御確認いただき、同じ納期の分を差し替えしてください。
納付書は、納期限までに、次の納付場所で納めてください。
 - ◇村上市役所 本庁・支所・上海府連絡所
 - ◇第四北越銀行 村上信用金庫 北新潟農業協同組合
新潟県労働金庫 大光銀行 新潟県信用組合
 - 東日本信用漁業協同組合連合会 きらやか銀行 ゆうちょ銀行 郵便局
 - ◇コンビニエンスストア
納付可能なコンビニエンスストアは納付書裏面に記載されていますので御確認ください。

社会保険料控除について

納めた保険料は、所得税や住民税の申告の際に「社会保険料控除」となります。
・年金からの天引きによる納付…年金受給者御本人に適用
・納付書、口座振替による納付…実際に負担した方(口座名義人の方など)に適用

- ◆御家族の口座からの納付に変更した場合、世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、御注意ください。

後期高齢者医療保険料

【令和8年10月】

後期高齢者医療保険料額の変更決定通知書をお送りします。
(通知書の見方についての説明を記載しました。)

県外へ転出、お亡くなりになられた方など、
後期高齢者医療保険の資格を喪失された方
⇒加入月数に基づいて保険料を再計算しました。

- 1 資格を喪失された日(死亡された日の翌日)の前月までの保険料額を計算します。

例)10月31日に死亡の場合…翌日11月1日で資格が喪失になりますので、
10月分までの保険料額を計算します。

- 2 資格を喪失された日(転出された日)の前月までの保険料額を計算します。

例)10月28日に転出の場合…当日10月28日で資格が喪失になりますので、
9月分までの保険料額を計算します。

※御住所を移された場合、村上市から日本年金機構へ天引きを中止するよう連絡をしますが、1～2回ほどそのまま天引きになることがあります。

村上市へ天引き分が入金されましたら、多く納めていただいた分の精算を行いますので、
お送りする通知等により御確認ください。

◇変更決定通知書の見方については、2、3ページを御覧ください。

◇保険料の納め方については、4ページを御覧ください。

お問い合わせ

◆村上市役所 税務課 市民税室 ☎0254-75-8949 (直通)

◆新潟県後期高齢者医療広域連合
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階
業務課 ☎025-285-3222 総務課 ☎025-285-3221
ホームページ <http://www.niigata-kouiki.jp>

このチラシは、令和8年10月1日現在で決定されている内容で作成しました。

「令和8年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書」の見方

例

被保険者氏名	村上 花子	被保険者番号	*****
性別	女	生年月日	昭和15年1月1日
住所	新潟県村上市三之町1番1号		
決定年月日	令和8年10月1日	保険料額	54,000円
決定(変更)理由	地区変更による賦課取消により変更しました		

令和8年度分の保険料

保険料計算の内訳 保険料額の決定理由

	①賦課のもととなる 所得金額		②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③＋④	⑥限度 超過額
変更後	医療分	650,000	8.61	55,965	49,200	105,165	0
	こども分	650,000	0.26	1,690	1,354	3,044	0
変更前	医療分	650,000	8.61	55,965	49,200	105,165	0
	こども分	650,000	0.26	1,690	1,354	3,044	0
	⑦所得割 軽減額		⑧均等割 軽減額	⑨年保険料額 ⑤－⑥－⑦－⑧	月数	⑩月割減額	⑪保険料額※ ⑨－⑩
変更後	医療分	0	非該当	105,165	6	52,583	52,500
	こども分	0	非該当	3,044	6	1,522	1,500
変更前	医療分	0	非該当	105,165	12	0	105,100
	こども分	0	非該当	3,044	12	0	3,000

※100円未満切捨

【令和8年度中の加入月数】
令和8年10月中に転出等で村上市での資格を喪失された場合、令和8年度の加入月数は、令和8年4月から令和8年9月までの6か月となります。

【加入月数が1年未満の際に減額となる額】
⑨年間保険料(医療分)105,165円÷12か月×6か月=⑩月割減額52,583円(1円未満切上)

保険料の計算

年間保険料(均等割額+所得割額) ÷ 12(月) ⇒ (1か月あたりの保険料額)

年間保険料 - {1か月あたりの保険料額 × 資格を喪失した月以降の月数}
(※月割減額分)

⇒ 本年度納めていただく保険料額

「後期高齢者医療保険料納入(変更)通知書」の見方(特別徴収)

納付方法	年金からの支払い(特徴)	決定(変更)理由	地区変更による賦課取消
特別徴収者	厚生労働大臣		
特別徴収対象年金	老齢基礎年金	徴収決定年月日	令和8年10月1日
特別徴収年金給付額	〇〇〇〇	村上市に納付する保険料額	54,000円
口座振替による納付の場合の口座情報		前回通知からの保険料額の差額は-54,100円です。	

【期別保険料額】

期別・月	変更後		変更前		普通徴収の場合の納期限
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
4月		13,000		13,000	
5月					
6月		13,000		13,000	
4期 7月	0		0		
5期 8月	0	13,000	0	13,000	
6期 9月	0		0		
7期 10月	0	15,000	0	23,100	
8期 11月	0		0		
9期 12月	0	0	0	23,000	
10期 1月	0		0		
11期 2月	0	0	0	23,000	
12期 3月	0		0		
計	0	54,000	0	108,100	
合計額		54,000		108,100	

再計算後の保険料額

特別徴収の場合は、減額になった分の保険料を、後の方の納期から減らして変更後の保険料額にするため、実際に

普通徴収で納めていただく分がある場合は、ここに金額を記載しています。

令和8年度分の保険料

「後期高齢者医療保険料納入(変更)通知書」の見方(普通徴収)

納付方法	口座振替(期別引落)(普徴)	決定(変更)理由	地区変更による賦課取消
特別徴収者			
特別徴収対象年金		徴収決定年月日	令和8年10月2日
特別徴収年金給付額	〇〇〇〇	村上市に納付する保険料額	54,000円
口座振替による納付の場合の口座情報	〇〇銀行 11280 123456 口座番号 納付区分別	前回通知からの保険料額の差額は-54,100円です。	

【期別保険料額】

期別・月	変更後		変更前		普通徴収の場合の納期限
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
4月					
5月					
6月					
4期 7月	12,100		12,100		
5期 8月	12,000		12,000		
6期 9月	12,000		12,000		
7期 10月	17,900		12,000		
8期 11月			12,000		
9期 12月			12,000		
10期 1月			12,000		
11期 2月			12,000		
12期 3月			12,000		
計	54,000	0	108,100	0	
合計額	54,000		108,100		

今回の納期で、精算となります。当初お知らせした金額と差し替えになります。決定後の保険料-納期が来ている分→精算で納めていただく分(払い過ぎている場合は後日還付金のお知らせをします)